

税

平成26年度 市税納期のお知らせ は納期限までに納めましょう

税金を納める方法

平成26年度の市税納期は下表のとおりです。
市からお届けする納税通知書で、定められた納期限までに、市税取扱金融機関や市役所で納めてください。
口座振替を利用いただくと、納期ごとに金融機関などへ出向いていただく必要も、納め忘れの心配もなく安心です。一度手続きいただくと、翌年度以降も継続して自動振替されます。

コンビニ利用も便利です

納付書でのお支払いでは、全国の主要コンビニエンスストアでも、すべての市税を納めることができます。市内だけでなく、全国どこでも、休日、夜間を問わず納付できますので、ぜひご利用ください。ただし、納期限を過ぎるとコンビニエンスストアでは納付できません。このような場合は、市税取扱金融機関または市役所で納付してください。

税金が納められない場合は…

■納税相談
さまざまな事情で納期限内に納めることができない場合は、早めに税務課へご相談ください。
■滞納処分
滞納者については、財産（不動産、動産、給料、預貯金、年金など）を差し押さえ、これらの財産を公売するなどの滞納処分を行います。
■督促について
納期限までに市税の納付がない場合、納期限後20日以内に「督促状」を発送します。督促状1通について、本来納付いただく税額とは別に100円の督促手数料を納付いただきます。

■計算方法

延滞金は次の①②を合算した金額です。
①納期限の翌日から1か月を経過するまでの期間は、税額に各年の特例基準割合（各年の前々年10月から前年9月までにおける国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の平均の割合に、年1%を加算した割合）に年1%の割合を加算して算出した金額。
②納期限後1か月以上経過した場合は、1か月を経過する日の翌日から納付の日までの日数に応じた税額に、延滞金の割合（①の特例基準割合に年7.3%を加算）で算出した金額。
※平成26年中の割合は、0.9% + 1% + 1%で、2.9%です。
③納期限後1か月以上経過した場合は、1か月を経過する日の翌日から納付の日までの日数に応じた税額に、延滞金の割合（①の特例基準割合に年7.3%を加算）で算出した金額。
※平成26年中の割合は、0.9% + 1% + 7.3%で、9.2%です。



延滞金とは…
納期限を過ぎると、本来納めるべき納税額のほかに、遅延した税額および期間に応じた延滞金も必要となります。
問い合わせ
総務部税務課 ☎43・0398

平成26年度 市税の納期限

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
軽自動車税	全 6/2(月)									
個人住民税 (市民税・県民税)		1期 6/30(月)		2期 9/1(月)		3期 10/31(金)		4期 12/25(木)		
固定資産税 都市計画税	1期 6/2(月)		2期 7/31(木)		3期 9/30(火)		4期 12/1(月)			
国民健康保険税			1期 7/31(木)	2期 9/1(月)	3期 9/30(火)	4期 10/31(金)	5期 12/1(月)	6期 12/25(木)	7期 2/2(月)	8期 3/2(月)



軽自動車税 減免制度のお知らせ

身体障害者手帳等（身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）をお持ちの方が使用され、次の要件を両方満たす軽自動車については、軽自動車税が減免される制度があります（身体障害者手帳等をお持ちの方おひとりにつき1台）。

減免の要件

①身体障害者手帳等をお持ちの方、または身体障害者手帳等をお持ちの方と生計を同じくされる方が所有していること
②身体障害者手帳等をお持ちの方、身体障害者手帳等をお持ちの方と生計を同じくされる方、身体障害者手帳等をお持ちの方を常時介護している方が運転していること
※常時介護している方が運転している場合は、自動車を所有している方の世帯が、身体障害者手帳等をお持ちの方のみで構成されている場合に限りません。

申請に必要な書類

- 軽自動車税減免申請書（身体障害者等用）
- 身体障害者手帳等の写し
- 自動車検査証の写し
- 運転免許証の写し
- 印鑑

※①の減免申請書は、税務課にあるほか、市ホームページからダウンロードすることもできます。

申請期限

5月26日(月)
その他
普通自動車で減免を受けられている方は、軽自動車税の減免は受けられません。
前年度に軽自動車税の減免を受けられた方で、前年度の申請内容と変更がない場合は、申請不要です。

必要書類

- 軽自動車税減免申請書（構造減免用）
- 自動車検査証の写し
- 構造変更の内容を確認できるもの（自動車検査証で確認できる場合は不要です）
- 印鑑



軽自動車等の構造に
対する税の減免について
障がいのある方が利用されるための構造（車いす移動車、身体障がい者輸送車、入浴車等）になっている軽自動車、小型自動車等は、どなたが所有されている場合でも、申請により減免の対象となります。

太陽光発電システム設置補助を行います

加東市では、家庭から排出される二酸化炭素の抑制と、再生可能エネルギーの普及促進を図るため、住宅用太陽光発電システムを設置した方に、費用の一部を補助します。

- 対象者** 加東市の住民基本台帳に記録されている方で、次の①から③のいずれかに該当する方
- 自らが居住する加東市内の住宅（店舗・事務所と兼用のものを含む）に太陽光発電システムを設置したとき
 - 加東市内にある太陽光発電システム付き住宅を購入したとき
 - 加東市内の土地に太陽光発電システム付き住宅を新築したとき
- ※市税等の滞納者は補助を受けられません。

補助金額（出力1KWあたり）

- 市内業者と契約した場合 45,000円(上限:15万円)
- 市外業者と契約した場合 35,000円(上限:10万円)

申込方法 生活課、または市ホームページにある申請書に必要事項を記入のうえ、添付書類とともに、生活課へ持参してください。
※郵送・FAX等では申し込みません。
※委任状があれば、代理申請も可能です。
※受付は先着順で、予算額に達した時点で終了します。

申込期限 平成27年2月27日(金)

その他 補助金の交付対象は、平成23年4月1日以降に工事請負契約（売買契約）が締結されたもので、申請時において工事が完了し、電力会社との電力供給契約が完了している物件に限ります。

問い合わせ 市民安全部生活課 ☎43-0503